

□■養成所ニュースプラス第9号 2023□■

レポート提出期間も今日を入れてあと4日となります。この週末で何とかしようと考えている方、もうひと踏ん張りです。封筒に入れる前のチェックシートは、「受験の手引」の表紙の裏にあります。漏れがないように点検してください。仙台スクーリングで、提出科目を勘違いされている方がいましたが、35期生の1学期レポートは6科目になります。

さて、今週から34期生と修了生にむけ、国家試験の合格発表まで「受験対策ミニ講座」を続けていきます。その時々の特ピックスを紹介しながら過去問中心に解説をします。

今回は5学期のレポート科目「更生保護制度」(現、「刑事司法と福祉」)からの問題です。受験対策のポイントのひとつは、過去問の間違った選択肢にあります。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第33回問題147】 保護観察官及び保護司に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 保護観察官は、都道府県庁及び保護観察所に配置される。
2. 保護観察官は、犯罪の予防に関する事務には従事できない。
3. 保護司の身分は、常勤の国家公務員である。
4. 保護司が相互に情報交換するには、保護観察官の許可が必要である。
5. 被害者を担当する保護司は、その任に当たる間、加害者の保護観察は行わない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(35期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35期生) 見込書類(実務経験証明書)のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に「レポート作成・提出チェックリスト」があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・スクーリングの詳細(実施要綱等)については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第36回国家試験は、令和6年2月4日(日)です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1097538&c=3246&d=99c7>
- ・社会福祉振興・試験センターより、「令和6年度(第37回試験)から適用する社会福祉士国家試験出題基準(予定版)」が公表されました。←New
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1097539&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1097540&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1097541&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1097542&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第1号／国家試験ガイダンスで伝えたこと1】

大阪、仙台会場の「国家試験ガイダンス」で伝えたこと、伝えきれなかったことを皆さんと共有していきます。今回は、「スケジュールを立てること」です。特に、8月末の福岡会場に参加する皆さんは時間差が不利にならないように確認してください。

仕事や家事を抱える皆さんが国家試験当日まで走り続けるには「スケジュール」が重要です。それをこの1週間で検討してほしいと思います。先輩からは、最後まで科目が終わらないまま当日を迎えたという話も聞いてきました。皆さんは、1日何分できるのか、仕事のある日は毎日できるのか、休日はどのように活用するのか等考えてスケジュールを立ててください。

34期生の皆さんには、中央法規のDMが先週届いたと思います。その中に「2024 合格学習スケジュール2【受講生プラン】」というものがあります（2は正しくは英数字ですが、文字化けするため算用数字で記載しています）。仕事や家事を抱える皆さんに、試験当日までのスケジュールを3つの時期に分けて提案しています。見当もつかないという皆さんには、これをたたき台にするのもよいかと思います。

中央法規の提案は、平日は90分間を1日おきに、休日どちらか1日行くと、11月末には過去問3年分を3回繰り返すことができるというものです。勉強できなかった場合は休養日を使います。3年分で足りないと感じた先輩は、休養日をなくし過去問5年分に取り組んだり、1日3時間を守り10年分の過去問に取り組んだりしています。また、1日60分間しかできない先輩は、休養日を1日にしてやり切りました。

まずは、スケジュールを検討し、できたものを可視化していきましょう。

※次回は、「自分に合った受験対策本を使うこと」をお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

5学期レポート「更生保護制度」の課題には、保護観察制度、仮釈放制度、保護司、民間協力者という言葉が並んでいます。この10年間で、保護観察は8回、保護観察官は7回、保護司は8回と頻出です。

今月は、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間です。第73回の今年は「『社会を明るくする運動』～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」をスローガンに取り組まれています。法務省のサイトには、「#生きづらさを生きていく。」とあり、缶コーヒ一片手に夜空を見つめた人が「きちんと一人、でも孤独じゃない。」と語ります。

昨秋の映画「川っぺりムコリッタ」でも、孤独に暮らす、刑務所を出所してきた松山ケンイチ演じる主人公にご近所さんが絡んでいきます。

いくつかの地域では、「罪に問われた障害のある人たちを地域の方と一緒に支援し、だれもが共に生きることができる社会を実現する」（東京TSネット）ためのトラブルシューター（TS）という活動も始まっています。

保護観察官は、法務省法務事務官として採用される国家公務員です。保護司は、民間人の中から法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員で、任期は2年、再任は妨げません。保護観察官の専門性と保護司の民間性・地域性を活かして情報共有と連携を図り保護観察を行います。

最後に、この科目での最近の動き、2021（令和3）年少年法改正についてです。民法改正で成人年齢が引き下げられましたが、18歳、19歳は、成長途上で、罪を犯しても適切な教育や処遇による更生が期待できるため、「特定少年」として引き続き少年法の適用対象となりました。これにより「逆送致事件」に現住建造物等放火罪、不同意性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪等が追加されることになりました。逆送後、起訴された場合、原則として20歳以上の者と同様に取り扱われ、例えば有期懲役刑は17歳以下の少年は15年ですが、特定少年は30年となります。また、起訴された場合は、実名報道が一部を除き解禁となります。

1. ×地方更生保護委員会（地方委員会）の事務局及び保護観察所に配置されています。
2. ×保護観察、調査、生活環境の調整、その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事するとされています。
3. ×非常勤の国家公務員です。
4. ×保護司同士の小・中規模の情報交換の場として「地域処遇会議」などがありますが、保護観察官の許可までは必要とされていません。保護司には守秘義務が課せられています。
5. ○「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書では、被害者担当保護観察官と被害者担当保護司が保護観察所に配置され、「保護観察など加害者に直接かかわる業務に携わらずに、被害者等施策を担当」とされています。

※確実に1から4の選択肢を消去できれば、おのずと正解できる問題です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus